

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、紀ノ川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する和内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、モクズガニをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又は甲、乙、丙網による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、カニ籠の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号のモクズガニ遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は甲、乙、丙網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具・漁 法	ウ 規 模
あゆ	竿釣 (友釣、毛鉤釣、段引、ルアー釣)	舟又はボート(ゴムボートを含む)の使用禁止。又、ルアー及びリールの使用はルアー釣に限る。
	甲網	延長が10m未満の網(普通小鷹網をいう)1把を用いてする漁法及び徒歩による投網漁法。
	乙網	10m以上60m未満の網を用いてする漁法
	丙網	舟又はボート(ゴムボートを含む)を用いてする網漁法(60m未満) 但し、舟を用いてする投網漁法の舵子は竿釣以上の遊漁承認証を携帯するものとする。
		漁に用いる懐中電灯は2灯を限度とし、灯の出力は5ワットまでとする。 (例:単1乾電池6ヶ入り懐中電灯)

モクズガニ	カニ籠漁	餌を入れたカニ籠を用いてする漁法 1人1遊漁承認証のみとする。又、カニ籠1個の大きさは、縦+横+高さの合計が150cm以下とし、カニ籠使用数は1遊漁承認証あたり5個以内とする。
-------	------	---

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なわなければならない。

魚種	期 間
あゆ	5月第3土曜日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
モクズガニ	9月11日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び毎日新聞に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
橋本市小田頭首工 紀の川市藤崎頭首工 岩出市岩出頭首工	各頭首工の上流端から上流50m、下流端から下流100mに至る区域
和歌山市園部に設置した紀の川大堰上流端から上流水管橋上流端、上流端から下流量水塔下流端に至る区域	
紀の川市貴志川町諸井堰上流端から上流50m、下流端から下流200mに至る区域	
和歌山市川辺橋上流端から右岸北田井ノ瀬橋下流端及び左岸南田井ノ瀬橋下流端に至る区域	10月11日から12月10日まで
やなの上流端から上流100mに至る区域	9月1日から12月31日まで

2 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法は、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
和歌山市北島橋から県境に至る紀の川水系(紀の川市貴志川町に設置した諸井堰から上流の貴志川、伊都郡九度山町入郷丹生橋下流端から上流の丹生川、橋本市御幸辻71番地国補通常砂防昭和12年度第3号堰堤から上流の橋本川及び和歌山市有本に国土交通省が設置した有本第2樋門から下流の有本川、真田堀川、和歌川水系を除く)。	甲網による漁法	5月第3土曜日から5月25日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
小田井堰上流から県境に至る紀の川水系(橋本市御幸辻71番地国補通常砂防昭和12年度3号堰堤から上流の橋本川水系を除く)。	乙及び丙網による遊漁	5月第3土曜日から6月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。なお7月1日から8月14日までは夜明けから20時まで。
和歌山市北島橋から県境に至る紀の川水系(紀の川市貴志川町に設置した諸井堰から上流の貴志川、伊都郡九度山町入郷丹生橋下流端から上流の丹生川、橋本市御幸辻71番地国補通常砂防昭和12年度第3号堰堤から上流の橋本川及び和歌山市有本に国土交通省が設置した有本第2樋門から下流の有本川、真田堀川、和歌川水系を除く)。	乙及び丙網による遊漁	5月第3土曜日から5月25日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内。
・橋本市妻南海高野線紀の川橋梁上流端から橋本市向副橋本橋上流端から上流100mの所に設置した標識までの区域 ・伊都郡九度山町高野参詣橋下流端に設置した標識から嵯峨谷川合流点に設置した標識までの区域(通称慈尊院前下流) ・紀の川市藤崎頭首工から竜門橋下流端に設置した標識までの区域	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月30日午後6時までの期間内で、組合が定めて公表する期間内。
・橋本市向副橋本橋上流端から上流100mの所に設置した標識から橋本高野橋下流端までの区域 ・伊都郡九度山町九度山橋から下流500mの所に設置した標識から高野参詣橋下流端に設置した標識までの区域(通称慈尊院前) ・伊都郡かつらぎ町兄井兄井樋門から同町かつらぎ橋下流端までの区域(通称兄井) ・紀の川市麻生津橋上流端から下流200mの所に設置した標識までの区域	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月10日午後6時までの期間内で、組合が定めて公表する期間内。
伊都郡九度山町入郷丹生橋下流端から伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡に至る丹生川水系(龍王溪)、及び不動谷川水系	友釣及びルアー釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月10日午後6時までの期間内で、組合が定めて公表する期間内。

3 前項の公表は、組合及び毎日新聞に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
モクズガニ	甲幅5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、竿釣のうち友釣に限り遊漁者が満18歳以下は無料とする。

また、他の竿釣において小中学校生徒及び竿釣(友釣を含む)において肢体不自由者のかたは下表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣	日券	¥3,300
		年券	¥11,000
	甲網	年券	¥38,500
	乙網	年券	¥66,000
	丙網	年券	¥77,000
モクズガニ	カニ籠	年券	¥3,300

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所若しくは組合の指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。ただし、モクズガニの遊漁料の納付については、紀ノ川漁業協同組合事務所のみとする。

- (1) 紀ノ川漁業協同組合事務所(紀の川市桃山町市場547-4)
- (2) 組合が委託する各遊漁承認証交付所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域(カニ籠)
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
 - ・この遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
 - ・この遊漁承認証は万一紛失しても再発行はしないものとする。
 - ・漁場監視員の要求があればただちに提示しなければならない。
 - ・遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - ・遊漁者が遊漁に際しては必ず遊漁承認証を携帯せねばならない。
 - ・無記名のものは無効とする。
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、オンラインシステムにより電子交付を受けた遊漁者にあつては、遊漁する場合には、遊漁承認証の電子データを携帯し、漁場監視員の要求があった時は、遊漁承認証を表示したスマートフォン等の画面を提示することができる。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1)氏名、住所、年齢

(2)有効期限

(3)注意事項

- ・遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ・遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ・遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行なわないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第7条第1項の遊漁料の額については、令和5年12月31日までに行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣	日券	¥3,000
		年券	¥10,000
	甲網	年券	¥35,000
	乙網	年券	¥60,000
	丙網	年券	¥70,000
モクズガニ	カニ籠	年券	¥3,000

※これに消費税を加算する。

モクズガニ遊漁承認申請書

年 月 日

紀ノ川漁業協同組合
代表理事組合長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

私は 市・郡 地先において、カニ籠
によるモクズガニ採捕をしたいので申請書を提出します。なお、モクズガニ採捕について
は、下記の件をお約束致します。

記

1. 1人1遊漁承認証のみとし、1遊漁承認証あたりカニ籠5個以内といたします。
2. カニ籠1個の大きさは、縦+横+高さの合計が150cm以下のものとします。
3. 漁業期間は 年9月 日 ~ 年12月31日とします。
4. 他の漁業権魚種の採捕の阻害になるようなことは致しません。
5. 他の漁業権魚種の採捕に阻害があると撤去を求められた場合は、直ちに撤去します。
6. カニ籠漁による漁業を行う場合、カニ籠用の遊漁承認証を携帯します。
7. 漁業承認期間終了後は、直ちに、カニ籠を撤去いたします。
8. 上記の件を違約した場合、モクズガニ漁業を中止されても異議はありません。